



2025 年 10 月 2 日

各 位

上場会社 東京産業株式会社
代 表 者 代表取締役社長 蒲原 稔
(コード番号 8070 東証プライム)
問合せ先責任者 上席執行役員管理本部長 田中 直之
(TEL 03-5203-7690)

金融庁による課徴金納付命令の決定についてのお知らせ

当社は、2025 年 6 月 17 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」及び 2025 年 7 月 2 日付「課徴金に係る審判手続き開始決定に対する答弁書の提出について」にて開示しましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し 1,750 万円の課徴金納付命令を发出するよう勧告が行われましたが、本日、金融庁より納付期限を 2025 年 12 月 2 日とする 1,750 万円の課徴金納付命令の通知を受けましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、課徴金納付命令決定及び納付告知書に従い、速やかに課徴金を国庫に納付いたします。

なお、上記課徴金につきましては、2026 年 3 月期第 1 四半期決算に、営業外費用として 1,750 万円を計上しております。

当社はこの度の事態を真摯に受け止め、2024 年 4 月 15 日付「外部調査委員会の調査結果を受けた再発防止策等のお知らせ」にてお知らせした再発防止策に引き続き取り組むとともに、信頼の回復に努めてまいります。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

以 上